

令和3年

健康福祉委員会

6月17日

豊明市議会

健康福祉委員会会議録

令和3年6月17日

午前10時00分 開会

午前10時49分 閉会

1. 出席委員

委員長	青木 亮	副委員長	服部 龍一
委員	ごとう 学	委員	三浦 桂司
委員	近藤 千鶴	委員	ふじえ 真理子
委員	近藤 善人		
議長	一色 美智子		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	鈴木 美智雄	議事課長	塚谷 友昭
庶務担当係長	山田 恵子	議事担当係長	寺島 慎二

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮 正典	副市長	土屋 正典
健康福祉部長	伊藤 正弘	社会福祉課長	近藤 有紀子
健康長寿課長	浅井 俊一	こども保育課長兼 健康長寿課健康推進担当課長	二宮 眞由美
保険医療課長	伊藤 克代	子育て支援課長	川原 静恵

5. 傍聴議員

堀内 ちほ	いとう ひろし	中村 めぐみ	林 ゆきひろ
近藤 ひろひで	郷右近 修	清水 義昭	宮本 英彦
近藤 郁子	月岡 修一	毛 受明 宏	

6. 傍聴者

なし

午前10時開会

○健康福祉委員長（青木 亮議員） おはようございます。定刻に御参集いただきありがとうございます。

ただいまより健康福祉委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より挨拶をお願いします。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） 皆様、おはようございます。

本日の健康福祉委員会に付託されました案件は3議案でございます。慎重なる審査をいただきますよう、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ありがとうございます。

続いて、議長より挨拶をお願いします。

○議長（一色美智子議員） おはようございます。

健康福祉委員会、御苦労さまです。委員会に付託されました議案につきまして、慎重審議、よろしく願いいたします。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

お諮りいたします。市長は自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 御異議なしと認めます。よって、市長は退席願います。

なお、市長におかれましては答弁を求める機会がある場合には出席をいただきますので、御承知おき願います。

（市長退席をなす）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 本日の傍聴につきましては、申合せに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可します。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

当局におかれましては、反問権を行使される場合は意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。

また、反問を終了するときも意思表示を明確にされるようお願いいたします。

初めに、議案第49号 豊明市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正についてを議題

といたします。

本案件について、理事者の説明を求めます。

伊藤保険医療課長。

○**保険医療課長（伊藤克代君）** それでは、議案第49号 豊明市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正についてを御説明いたします。

この案を提出するのは、福祉医療費支給事業事務取扱要領の一部改正に伴い必要があるからでございます。

それでは、改正内容を御説明いたしますので、1枚おめくりください。

今回の改正は、第2条第3項中、児童扶養手当に係る所得の範囲及びその額の計算方法を、準用する児童扶養手当法施行令の規定を特定するため、政令第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項の規定に改めるものです。

これは、今年3月より児童扶養手当法において新設された手当での支給制限を行う所得に非課税年金である障害年金等を含めることとする条項を愛知県の母子・父子家庭医療制度においては準用せず、従前の例により所得制限額を計算するものとして県の福祉医療費支給事業事務取扱要領の改正が行われたことに伴い、本市の条例も同様に改正をするものです。

なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行し、令和3年3月1日から適用いたします。

以上で説明を終わります。

○**健康福祉委員長（青木 亮議員）** 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

三浦委員。

○**三浦桂司委員** 今回、児童扶養手当の改正があつて、母子・父子医療のこの条例改正に至っていますけれども、ちょっと基本的なことを含めて、確認を含めてお聞きいたします。今、言われました3月に児童扶養手当法が新設されて算出方法を変えたものに対して、多分、市も準用すると思うんですが、児童扶養手当の所得の範囲、計算方法を変えると厚生労働省のホームページにも掲載されておまして、改正内容として、障害年金を受給している独り親家庭が児童扶養手当を受給するように見直す。障害年金を受給している独り親家庭は、障害年金が児童扶養手当額を上回る場合には児童扶養手当を受給できませんでしたが、コロナなどで就労が難しい方への救済措置も緩和したための改正であるかどうか、その点ちょっと。話がちょっと大きいですが、お願いいたします。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） 今回の児童扶養手当法のほうの改正につきましては、昨年6月に公布された年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の中の一部になりますので、障害年金と児童扶養手当、今回の部分でいえば障害年金の受給と児童扶養手当との併給に関しての調整の見直しがされたということで、特にコロナのことについては関係はない改正と捉えております。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 三浦委員。

○三浦桂司委員 この改正によって、障害基礎年金、受給されてる人について、基礎年金の、この加算部分の月額が児童扶養手当の月額より低い場合、差額分を児童扶養手当として受給できるようになるかどうかは。

ちょっと分かりづらいですか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁できますか。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） 本市の中で独り親の方で障害年金を受給されている方で児童扶養手当が停止になる方っていうのが、子育て支援課のほうと確認したんですけれども、数名いたそうです。その方々で所得の制限以下になり差額が支給できる方というのもおりまして、既に3月分から支給開始というふうに、そういう措置が取られているということを確認しております。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 これ、既に児童扶養手当の受給資格者として認定を受けてる方は、申請が必要なかどうか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） 改めて把握している方につきましては、既にもうそのように対応していますけども、対応していない方につきましては、周知ということとさせていただきます。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 周知ということは、こちらからは分からないということですか、その受

給資格について。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） 今回は、一部支給だとか……。ごめんなさい、既に障害年金をもらっている方につきましては、今までは、ごめんなさい、繰り返しになりますが、改正により差額分につきまして給付金の対象となること、児童手当の対象になることとなっています。一部停止の方だとか全部支給の方については把握しておりますが、それ以外の方については把握はしていません。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 県に合わせたということなんですけども、これ、改正しないとどのような影響があるのか分かりやすくお願いいたします。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） 今回の法律のほうの改正で、児童扶養手当と障害年金等もらってらっしゃる方は、児童扶養手当が今まで停止だった方が一部支給されるということで拡大する改正だったんですけど、その際に所得の範囲を、その障害年金も含めて計算しますというふうに改正がされたわけです。それに対して、母子・父子医療のほうでは、その障害年金を所得の範囲に含めると所得制限を超えてしまうおそれがある方がいる、いらっしゃるだろうという、そういう可能性があるということで、今回、母子・父子医療については、その障害年金を所得に含めないふうにするための改正という形になります。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 非常に分かりにくいんですけど、2点お伺いします。

1つは、この参考資料のほうで見ると、法に規定されていた計算方法が、この政令の規定の例によるというふうになってますので、これは法が改正された内容が政令のほうに規定されているというそういうことなのかどうかということが1点と。

それから、もう一点は、要するに、従来と比べて今回の改正で受給者が不利になるようなことはないのかどうかということ、この2点、お願いします。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） 新旧対照表、見ていただきますと、現行では児童扶養手当法による児童扶養手当に係る所得の範囲及びその計算方法の例によるということで、その所得の範囲や計算方法については施行令のほうで定められております。今回の法律改正に伴って施行令のほうも改正されておまして、その施行令の中に障害年金も所得として見るという条項が新たに加わったので、その部分は準用しないように、それ以外のところを準用して計算するという内容になっております。

今回、このような条例改正をすることで、豊明市の母子・父子家庭医療を、今、受けていらっしゃる方については、変わりなく今までどおり受けていただけるようになることとなります。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 この母子、父子、障がい者の部分ですけども、該当する人で先ほどの申請が必要な人の場合、いつまでに申請すればよろしいのか教えていただきたいと思いますが。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

（申請、該当者、該当者。いつ……の声あり）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） 申請というのは、母子・父子医療の申請ですか。

（そうです、はいの声あり）

○保険医療課長（伊藤克代君） そういった受給資格を得ることになった方、独り親になられたタイミングで申請をいただいて、通例、1年ごとで更新なんですけれども、所得を見ますので。それは、毎年11月から翌年の10月末までのもので医療証のほうは交付をさせていただいております。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

三浦委員。

○三浦桂司委員 賛成の立場で討論いたしますけど、今までどおり障害者年金を所得に含

めないようにするための改正であって、母子・父子の加算されてしまうことのないよう、上限を超えてしまって加算されることがないように、障害者年金を受給されてる方にも優しいという感じの条例改正になっておりますので、賛成といたします。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第49号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第49号は全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第50号 豊明市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件について、理事者の説明を求めます。

伊藤保険医療課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） それでは、議案第50号 豊明市国民健康保険条例の一部改正についてを御説明いたします。

この案を提出するのは、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い必要があるからでございます。

それでは、改正内容を御説明いたしますので、1枚おめくりください。

今回の改正の主な内容は、今年2月に新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正が行われ、その際、新型コロナウイルス感染症の定義を定めていた条項が削除されたことから、本市国民健康保険条例附則第4条第1項において、その削除された条項を引用し定義していた新型コロナウイルス感染症について改めて定義をするものでございます。

なお、附則としまして、この条例は公布の日より施行します。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 第5条第2項中、国家公務員等共済組合法を、国家公務員共済組合法、等というのが抜けたその理由というか、これによる影響というのは何かあるのでしょうか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） これは、現行のほうの法律名が実は間違っていることが今回発覚しましたので、正しい法律名に変えたということでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 近藤善人委員。

○近藤善人委員 じゃ、この等というのが間違いだったという。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） おっしゃるとおりです。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 ちょっと確認なんですけども、参考資料の附則第4条で、国民健康保険の適用では、今まで新型インフルエンザ等対策特別措置法で対応していましたが、今回、この部分が削除されて、新型コロナウイルス感染症に変更されました。規定する条項がなくなったための改正なのかどうか伺います。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） 委員のおっしゃるとおりで、新型インフルエンザ等特別対策措置法の附則第1条の2のところに新型コロナウイルス感染症の定義がされていたんですが、その附則自体が2月の改正で削除されてしまいましたので、コロナウイルスの定義をそこに基いて本市の条例のほうで定めておりましたので、コロナウイルスについて改めて文章で定義づけをさせていただいたということでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 定義が削除されて、改めてこの感染症法のほうで定義されたということなんですけど、そういうことをしなければならぬ何かその背景といいますか理由といいますかは、どういうことなんでしょうか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） もともと、昨年、令和2年なんですけれども、2年のときのことなんですけども、新型コロナウイルス感染症が出始めてきたときに、新型インフルエンザ等対策特別措置法の附則の部分で、この新型コロナウイルス感染症に関する特例ということで、新型インフルエンザ等としてみなしますよというような条項ができていたんです。この条項については、施行の日から起算して2年を超えない範囲でという条件づけが

ありましたので、それで今年の2月に改めて法律改正がされたときに正式に感染症のほうで新型コロナウイルスの定義がされて、なおかつ、この新型コロナウイルスは、新型インフルエンザ等の中の一部ですってというような定義がされたということであります。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 そうすると、言ってみれば特措法で応急的に規定していたけれども、それを感染症法のほうできちっと定義をしたというそういう理解でよろしいでしょうか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） 委員のおっしゃるとおりです。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 あと一個。念のために確認ですけれども、要するに、これ、そういうことであれば、改正、この条例の改正前も改正後も新型コロナウイルスに感染したときに傷病手当金が支払われるという、そのことについては変わりがないという、そういう理解でよろしいでしょうか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） おっしゃるとおりです、変わりません。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） よろしいですか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第50号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第50号は全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第51号 令和3年度豊明市一般会計補正予算（第4号）についてのうち、本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案件について、理事者の説明を求めます。

近藤社会福祉課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） それでは、一般会計補正予算（第4号）、社会福祉課所管分につきまして御説明いたします。

歳出の御説明をいたしますので、8ページ、9ページをお開きください。

9ページ、中段、3款1項1目 社会福祉総務事務事業の社会福祉総務事務132万6,000円でございます。こちらは、傷病休暇中の職員の代替として7月より会計年度任用職員を雇用するものです。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 川原子育て支援課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） 子育て支援課所管分につきまして御説明いたします。

歳出の説明からいたしますので、そのまま8ページ、9ページです。

3款2項 児童福祉費、1目 児童福祉総務費、2 児童館等管理運営事業153万円の増額です。

説明欄を御覧ください。

子育て世帯生活支援特別給付金事業に係る会計年度職員を7月から1名雇用するための報償費、期末手当、交通費となっています。

続きまして、10ページ、11ページを御覧ください。

3 児童福祉事務事業6,237万8,000円の増額です。

説明欄を御覧ください。

上から、子育て世帯生活支援特別給付金事業に係る対象者として積算いたしました1,179人分の案内通知に係ります通信運搬費。

続きまして、下は手数料、口座等の振込手数料の金額です。

続きまして、電算関係委託料308万3,000円は、給付金事業を実施するに当たり対象者の抽出など開始をするための委託料です。5,895万円は、児童1人当たり5万円、1,179人を積算しているものになっております。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、4ページ、5ページを御覧ください。

14款2項 国庫補助金、2目 民生費国庫補助金、2 児童福祉費補助金6,390万8,000円の増額は、先ほど歳出で御説明いたしました子育て世帯生活支援特別給付金事業の事務費及び給付費の歳出に対して10分の10の補助となっています。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 二宮健康推進担当課長。

○こども保育課長兼健康長寿課健康推進担当課長（二宮眞由美君） 健康長寿課内、健康推進担当所管分について歳出の御説明をいたします。

補正予算書の10ページ、11ページを御覧ください。

中段の4款1項6目 休日診療所運営費、休日診療所運営事業52万8,000円の増額です。説明欄のほうを御覧ください。

電算関係委託料52万8,000円の増額です。これは、休日診療所のマイナンバーカードの保険証利用に伴うオンライン資格確認のための電算委託料です。

続いて、歳入について説明をさせていただきます。

予算書4ページ、5ページを御覧ください。

中段、14款4項3目 衛生費国庫交付金、2 休日診療所運営費交付金、医療提供体制設備整備交付金32万1,000円です。先ほど歳出で説明しました電算関係委託料の導入部分に対する経費の4分の3の補助です。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑につきましては、ページ数を示してからお願いします。

質疑のある方は挙手を願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 9ページをお願いします。

9ページ、給付金事務に当たる会計年度任用職員の人件費ということで上がっておりますけれども、これ、財源内訳見ると、国県支出金、人件費なんだけれども、国県補助金が財源についておりますけれども、人件費も国県補助金の対象になつとるのかどうなのかということと、それが1つ。

それから、もしそういうことであれば、この会計年度任用職員でない正規職員もこの事務に従事するわけですが、そういう場合の人件費については国は見てくれないのかどうなのか。どうもこの予算を見ると上がってないみたいなんですけど、なのかどうなのか、その2点、お願いします。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） この給付金事業につきましての事務費につきましては、委員のおっしゃるとおり人件費についても当たっております。

また、職員につきましては、時間外のみが当たっておりますので、実際のところの歳出

のところで時間外のほうがはっきりしましたら、入のほうで上げていきたいと思っております。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

近藤千鶴委員。

○近藤千鶴委員 11ページお願いします。子育て世帯生活支援特別給付金についてお願いします。

本会議の説明の中で、この1,179件の内訳で、令和3年の住民税非課税の方と、あと、コロナの関係で家計急変になった方とありましたが、この家計急変したという方は、どのような要件があれば申請できるのでしょうか、お願いいたします。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） 家計急変者につきましては、市民税非課税世帯と相当額になったことを見込まれる方の世帯が対象となっております。

申請に当たりましては、コロナの影響により生活が急変して生活が厳しくなったことや、任意の月の1か月の収入につきまして、給料明細など分かるものを添付いただきまして申請により審査して、給付の対象となるかどうかを決定していきます。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 今回のその家計急変の場合ですけれども、ほかの方たちは市のほうでデータが取れるわけですけれども、これ、申請じゃないといけないということで、ということは相当周知をしないといけないわけですけれども、一般に市が周知というと広報かホームページに載せるというぐらいで、なかなかそれが伝わっていないのが実情ですけれども、例えば学校から子どもを通じて文書で保護者にこういう制度ができましたよということや、例えば学校から子どもを通じて文書で保護者にこういう制度ができましたよということや、あるいは、民生委員にも伝えて民生委員のほうから言っていただくとか、そういったような方法も考えておられるかどうか、お伺いします。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） この事業につきましては、児童手当の対象じゃない、いわゆる高校に入っていらっしゃる児童、お子さんも対象になっていますので、そちらにつきましては、国のほうから各学校の高校のほうに周知するようにというような文書が回

っております。

そのほかにも、今、おっしゃられたように、広報、ホームページ以外にも、例えば子育てアプリだとか、あと、児童館とか支援センターだとかあらゆるところにも掲示をしていきたいと思っておりますし、あと、日々の保健活動の中だとか家庭相談の中でも相談案件があると思しますので、それにつきましては、きちっと事業のほうを周知してつないでいきたいと思っております。

また、民生委員さんにつきましても、また、考えていきたいと思っております。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 同じところですか。

確認をしておきたいんですが、今回、独り親世帯だけでなく、二人親でもあっても市民税非課税世帯、対象となるわけですが、例えば、両親と同じ敷地内で住んでて分離世帯している方もいらっしゃるかと思うんですけど、そういった方も、その若い子育て世帯が非課税であれば……。失礼しました。対象になるのでしょうか、確認です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） 児童手当は、基本的に、父母のどちらが主な生計者かかっていうところを見ていきます。その方の所得が高い方が児童手当の受給者となっておりますので、その方が市民税の非課税であればこの事業の対象ですので、同じ世帯に住んでいる方の世帯の状況だということは見ていません。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 保育園の保育料と同じ……。そのB階層に当たる方が該当するよという考えでよろしいでしょうか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） 児童手当の受給者となる方が市民税非課税であればこの事業の対象ですし、さらに言わせていただきますと、令和2年度の所得を見ていますので、令和3年の1月以降にコロナの影響で家計が急変して、令和2年度は市民税が課税だったとしても今回の家計急変ということであれば、給付金の対象となってきます。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 9ページの下段なんですけど、勤労会館等業務とあるんですけど、この業務の具体的な業務と、あと勤務体系というか勤務時間を、分かればお願いいたします。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） 子育て支援課の児童館等管理運営事業のところの人件費につきましては、そのほかに、子育て支援課の児童手当とかの事務をする職員だとか、勤労会館にいる職員のところが歳出となっております。

勤務体系ですけども、予算計上させていただきましたのは、7月から3月までの7.5時間となっております。1人です。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 近藤善人委員。

○近藤善人委員 7.5時間というのは、1日の勤務時間でよかったですか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） おっしゃるとおりです。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 今のところですけども、児童館等管理運営事業と、その上の社会福祉総務事業って、これ、何か資格が要るのか、若干金額が違いますんで資格が要るのかどうか伺いますけれども、何か資格も、誰でもいいのか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

近藤課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） 社会福祉総務事務につきましては、一般事務員ということですが。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） 子育て所管分につきましても、一般の事務員です。資格はありません。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

近藤課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） 社会福祉総務事務につきましての積算をお伝えいたします。9時から5時の7時間で、単価1,046円掛ける7日間掛ける181日ということで積算しております。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 同じく9ページなんですけども、真ん中の段は、国、県の支出金じゃなくって一般財源になっているんですけれども、下のほうは、先ほどどう委員が質問したとおり国県の支出になっているんですけど、この真ん中の段が一般財源になった理由をお願いいたします。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

近藤課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） これは特定の業務に当たる職員ではなく、一般の職員が傷病休暇中であるための代替職員ということで充てておりますので一般財源となります。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 同じ9ページの今の社会福祉事務と勤労会館等業務のところなんですけれども、それぞれのその会計年度任用職員費用弁償が、上は3万7,000円、下が1万7,000円増っていうふうになってるんですけれども、これは、もうその来られる方がそういう想定されてるというのか、同じような1日7時間、下は7.5ですよ。ここんところを、ごめんなさい、ちょっと説明をお願いします。費用弁償。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

近藤課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） 費用弁償ということで通勤費なのですが、特にまだ具体的に職員は見込んでおりませんので、200円掛ける181日ということで積算いたしました。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 11ページの一番上の児童福祉事務事業のところなんですけれども、独り親

については、これまで2回給付が、2回目は、今、作業中かもしれませんが、2回ですけれども、二人親の場合は、これは二人親が漏れてるということで、かなりマスコミなんかでも批判があって、国が重い腰を上げて今回できることになったんですけど、そうすると、二人親の場合は、1回分漏れているというか、前は対象外だったというようなことがあるんですけども、そういう事情を考えると、何らかのその上乘せ措置みたいなこと、これ、ネットで調べるとそういうことをやっている自治体もあるようなんですけども、そういったことは、うちは全然検討はしなかったんでしょうか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） 新型コロナウイルス感染症の蔓延が長期間にわたることは昨年度から既にもう想定をしております。生活に及ぼす影響が大きいということも想定しておりますので、早い段階で適切な時期に必要なタイミングで検討していきたいと思っております。今も現在も検討しております。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 すみません。今、回答、聞き間違えとるといけないのであれなんですけど、上乘せ措置については検討しているというふうな御答弁だというふうに解釈してよろしいんでしょうか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） 今も現在で進行して検討しております。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 同じくのところでは子育ての給付金のところですけども、二人親世帯でも、その非課税世帯の方も対象ということで、こういったケースはどうなるんでしょうか。例えば4月以降に別居されて、そんな、理由はいろいろ、例えばDVで避難してるだとか、その籍はまだ二人親になってるんだけど別居している。相手のその配偶者の方は、低所得じゃない……。ごめんなさい。要は、ごめんなさい、二人親家庭で一定の非課税世帯の方も今回対象で国から下りてくるんですけども。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） マイクに近づいて。

○ふじえ真理子委員 下りてくるんですけども、4月以降に別居されている場合にはど

うなるんですか。その受給の方。子連れで別居している場合。

ちょっと分かりにくいですかね。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 簡潔にまとめてください。

○ふじえ真理子委員 はざまにならないのかな……。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 後にしますか。後にしますか。やります。

○ふじえ真理子委員 4月以降に、その……。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） じゃ、後にします。

○ふじえ真理子委員 じゃ、後でいいです。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 三浦委員。

○三浦桂司委員 今、同じところで、先回の給付金で給付金必要ないと言われた事例というのは、あるかないかだけ教えてください。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） 令和2年度に児童手当の児童1人当たり1万円の給付金の事業につきましては、お一人の方だけが給付の受給拒否という形がありましたが、それ1件のみです。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 議案質疑のときに、その1,179件の算出というか、国の基準で何か14.9%とお聞きしたんですけれども、この率の、どうやって決まったんでしょうか。算出方法つて。14.9%の説明をお願いいたします。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） このたびの推計人数なんですけれども、国のほうで、年収階層別の世帯数やコロナによる雇用、就業への影響等に関する調査を行いました。その数が221万人と推計が出ています。その数字を基に、各自治体の令和元年度、令和2年2月末なんですけれども、その児童手当の受給者数から計算式に当てはめると、1,179人がこのたびの給付金の人数ということが推計されています。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 先ほどの件です、子育て給付金です。

4月以降に子どもと一緒に配偶者と別居をしました。その相手の配偶者の方は、低所得ではないので給付金の対象外。ただども、そのお子さん連れて別居している方は低所得という場合は、ちょっとはざまになっちゃうのかなって思うんですけど、そういう想定は、されてる。もし相談があったら、どういうふうにされるんでしょうか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） 現に子どもさんを誰が看護しているかによって受給者が決定していきますので、そのようなお申出があった場合は、事情を聞いて、まず、児童手当の受給者を変えるところから御相談に乗りながら、また、そのままその方は、二人親の場合は対象外なんですけども、その後、独り親になった場合につきましては独り親世帯のほうで受給を受けることができますし、さきの4月のDVの夫の方が給付金をまだ受けていなければ受けることができます。基本的には、どちらかの重複しないような給付金というような制度になっておりますので。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 あと、今の給付金で、支給月のところが本会議質疑で7月中旬予定というふうにお答えになったかと思うんですが、これは、その児童手当は10月で、児童扶養手当7月14日が支給になってるんですけど、大体そのぐらいというふうに見込んでよろしいんでしょうか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） 7月の中旬なので、16、19、その辺りで速やかに支給したいと思っております。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 11ページ、中段の休日診療所運営事業のところでお尋ねをいたします。

先ほど、オンラインで資格確認をするための予算というふうの説明がありましたけれども、これは確か昨年度の予算に計上されておって、私どもはマイナンバーカードにいろんな情報をひもづけていくことには反対なので反対をした記憶があるんですけども、これ、なぜ繰越しにせずに、これ、多分、前年度の予算は流して新たに上げてきておるとい

とだろーと思うんですけど、なぜ繰越しにならなかったんでしょうか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

二宮課長。

○こども保育課長兼健康長寿課健康推進担当課長（二宮眞由美君） 予定としては3月末までには実施したいと思ってましたので、繰越しにはせず、本来は3月31日には、とにかくやればやりたかったというのが事実です。その準備をしていました。

しかし、国のプレテストとかが行われてシステムの改修がその後遅れたこと、それからパソコン調達の遅れなどがあって昨年度は繰越しができず、今年度新たに上げさせていただきました。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 三浦委員。

○三浦桂司委員 今のところですけども、昨年12月に出たと思うんですけども、どうしてこの時期にというのは、今、言われました。どこに設置するのか、何のために、何を、機材もあると思いますけど、これ、ゆっくり、ちょっとゆっくり、どこに、何のために、何をということ。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

二宮課長。

○こども保育課長兼健康長寿課健康推進担当課長（二宮眞由美君） どこには、休日診療所のカウンター、受付のほうになります。休日診療所の受付のほうになります。

何のためには、マイナンバーカードの中で保険証が使用できるようになると、その方が保険証じゃなくてマイナンバーで保険証として持ってきた場合に対応ができないので、それがきちんとできるために行います。

何を用意するかというところですが、オンライン資格認証端末用のパソコン、ソフト、ルーター、それから、保守の関係で保守委託というふうになります。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 今のところ、今回は、今回といいますかこの予算は、資格確認のためだけなんじゃないでしょうか。それとも、ここでマイナンバーカードを入れると、その人の過去の医療に関する情報が見れるとかそういったようなことにはならないというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

二宮課長。

○こども保育課長兼健康長寿課健康推進担当課長（二宮眞由美君） 最初は、マイナンバーの中でカードをその方がやると保険の確認ができます。ただ、御本人が同意をすれば、特定健診や薬の情報も、もう入っていれば、そこも確認が医療機関としてはできます。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 その確認できるのは、市の関係の特定医療とかそういったもので、例えば、ほかの病院にかかっているような情報だとかそういったものまではこれでは分からないという理解でいいんでしょうか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 二宮課長。

○こども保育課長兼健康長寿課健康推進担当課長（二宮眞由美君） このシステムは、確認が支払基金だったり国保連合の元に行きますので、そこに入ってるデータですので、よその市で健診を受けてもそこに入力されて御本人がそういうものをいいよと言っていただければ確認ができます。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 よその市というのは、多分よその特定健診なのかちょっとよく分かりませんが、要するに一般の病院に、ほかの病院にかかっていたりするような情報も、ほかの病気の情報も見ることができるものなのかどうなのかということをお尋ねしたいんですけど。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 二宮課長。

○こども保育課長兼健康長寿課健康推進担当課長（二宮眞由美君） 特定健診の内容は、今、言ったように、それぞれ受けれます。

それから、薬の情報は見れます。

それ以外に、どこの病院でこの人はかかったかというのは、今のところは見れるというふうには聞いておりません。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 今、承諾を得たということでしたので、それはちゃんとやっていただければいいと思いますけれども、その情報は、その場限りのものなのか、それで読み取った情報がその休日診療所のほうに残っていくのか、その辺はどのようになっているのか

でしょうか。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 二宮課長。

○こども保育課長兼健康長寿課健康推進担当課長（二宮眞由美君） その場限りになります。その場で見ると、それ以上の、休日診療所、それを保存するというものではございません。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 迷いますけれども、賛成の討論として行います。

迷った理由は、今のマイナンバーカードのことなんですけれども、これは、私どもはマイナンバーカードにデータがどんどん蓄積されていって利用されてくというこの動きに対して反対ですので12月補正のときにも反対をしたんですけれども、1回、そこで予算が通っておるといふことと、今回はちゃんと承諾を得てデータを利用されるというようなことであるということですので、その点はちょっと目をつむって、今回のメインは給付金のほうですので、そういうことで賛成ということにしたいと思えます。

給付金につきましては、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、周知をとにかく徹底的にやっていただきたい。

それで、先ほどの答弁ではなかったですけれども、高校は国のほうが直接その生徒たちに情報が行くようにするというのであれば、市内の学校とか保育園も保護者向けに何か通知文を作って渡すとか、あるいは、学級通信か何かに載せるとかそういうような形できめ細かく。なかなか、これ、伝わらないので、きめ細かくやっていただきたいということ。

それから、二人親世帯についての上乗せについて検討中であるということですので、ぜひいい方向でまとめていただきたいということをお願いして賛成の討論といたします。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 児童福祉事務事業の給付金について、今、ごとうさんも言われましたけれども、速やかに正しく手続進めていただいて、該当する方に届けるようお願いいたします。

マイナンバーのほうは、休日診療所、持ってこられて対応できないと困りますので、これは賛成いたします。

以上です。

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第51号のうち本委員会所管部分については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第51号のうち本委員会所管部分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（青木 亮議員） ありがとうございます。

委員会報告書については、例に従い提出をさせていただきます。

慎重な御審査、御苦労さまでございました。これにて健康福祉委員会を閉会いたします。

午前10時49分閉会